

東御市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の政策に関する基本的な計画、条例等(以下「計画等」という。)を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容等を市民等に公表し、これらについて提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方を公表することで、市民等の意見を市の政策に反映させる機会を確保する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の政策に関する基本的な計画の策定又は変更
 - (2) 市の基本的な制度を定める条例又は広く市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例(金銭の賦課徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
 - (3) 広く市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定又は変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、計画等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 計画等の立案にあたり、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの

(実施時期)

第4条 実施機関は、計画等の決定をする前に相当の期間を設けて、その案を公表し、市民等の意見を求めるものとする。

(案の公表等)

第5条 実施機関は、計画等の案を公表するときは、あわせて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が当該計画等の案を理解するために必要な関連資料

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表する案又は資料(以下「案等」という。)の情報が著しく大量であるときは、その概要及び情報のすべてを知り得る方法を公表することをもって代えることができる。

(公表方法)

第6条 案等の公表は、次に掲げる方法を活用し、市民等が容易に入手できるようにするものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市報とうみへの掲載
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

(意見の提出期間)

第7条 実施機関は、案等を公表した日から30日間の意見の提出期間を確保することを基本とし、公表の際に提出期限を明示するものとする。

(意見の提出方法)

第8条 意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 意見を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号を明らかにするものとする。

(意見の取扱い)

第9条 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、東御市情報公開条例(平成16年東御市条例第7号)第7条の規定に該当するものは除く。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する市の考え方

(3) 計画等の案を修正した場合にあっては、当該修正の内容及びその理由

3 意見提出者の氏名その他の個人情報公表しない。ただし、案等の公表の際に、当該情報を公表する予定であることを明示しているときはこの限りでない。

4 第6条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(意思決定過程の特例)

第10条 附属機関等においてこの告示に定める手続に準じた手続を経た報告、答申等に基づき計画等を策定する場合には、この告示の規定は適用しない。

2 法令等に基づく縦覧、意見提出の手続等を行ったときは、この告示と同等の効果を有すると認められる範囲内で、この告示に定める手続を行ったものとみなす。

(一覧表の作成等)

第11条 市長は、パブリックコメント手続を行っている計画等の一覧表を作成し、市のホームページに掲載し、常時市民等に情報提供するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年 9月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見を反映する機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は適用しない。